

【報告事項】

1 警察署長会議の開催について

（総務部）

警察本部から「春季人事異動の新体制において、県警察の当面の課題や業務運営上の配意事項等について意思統一を図り、県警察が一丸となって職務に邁進することを目的としている。会議は、4月8日に開催し、出席者は、権頭公安委員長以下130名である。」旨の報告があった。

2 警察学校の移転整備事業について

（総務部）

警察本部から「総務部から警察学校の移転整備事業について報告する。まず事業目的については、現在の警察学校は本館、サービス棟等が建築後60年を経過し、老朽化が著しく、教育訓練施設としての運用に支障を来している。また、警察学校の敷地内外には土砂災害特別警戒区域に指定された崖、法面があることで建物の有効建設面積が限られており、物理的に現在地での建て替えが困難であるため、移転整備を図ることとしている。次に、移転候補地については、福津市に所在する福岡県消防学校及び福岡県警察福岡職員住宅の跡地としており、JR福岡駅から直線約1.3キロ、徒歩約20分の場所となる。次に整備方針について、本事業は国費整備となり、移転整備費用が高額となるため、特定国有財産整備計画及びPFI手法を用いて整備を行い、財政負担の平準化・軽減を図る方針である。特定国有財産整備計画とは、財務省が所管する事業で、新施設の整備費を新施設整備後の不要となった旧施設跡地の処分収入で賄う仕組みのことである。また、PFI手法とは、民間資本やノウハウを活用して公共施設などの設計、建設、維持管理を一本化して行う事業手法のことである。次に予算措置状況については、PFI手法による整備検討業務の費用が措置されている。PFI手法による整備検討業務とは、コンサルタント事業者を実施方針の策定、事業者の公募、選定及び選定された事業者との協定・締結などに係る支援業務を委託する契約のことである。また、測量、ボーリング調査、インフラなどの調査を行う敷地調査業務の費用が措置されている。次に、今後のスケジュールについては、PFI手法による整備検討業務等を経て、令和10年度から令和13年度にかけて設計・建設を進める予定である。」旨の報告があった。

公安委員から「新施設の所有はどこになるのか。」旨の発言があり、警察本部から「新施設の所有については国が所有する。」旨の説明があった。

公安委員から「敷地面積が狭くなるようだが、何階建てになる予定か。」旨の発言があ

り、警察本部から「約7,000平米ほど狭くなるが、現在も法面などがあるため、実面積はあまり変わらない。新施設の階数については、今後、検討する。」旨の説明があった。

公安委員から「新施設ではエレベーターを設置したり、最新の設備を整えることができるか。」旨の発言があり、警察本部から「できる範囲内で、最新の設備を取り入れていきたい。」旨の説明があった。

警察本部から「現有施設は、バリアフリーの概念がない時代に作られた建物であるが、今後は公共施設として当然配慮されると思われる。」旨の説明があった。

公安委員から「完成予定が7年後であるが、それまで現施設で大丈夫なのか。新施設候補地が駅から徒歩20分とのことだが、駅からの公共交通機関はあるか。」旨の発言があり、警察本部から「新施設完成までの間は、修繕等を行いながら適切に対応する。また、駅からふくつミニバスが運行しており、バス停から新施設候補地までは徒歩約10分である。」旨の説明があった。

公安委員から「移転予定地は、現在、建物がある状況なのか。」旨の発言があり、警察本部から「既に更地となっている。」旨の説明があった。

公安委員から「今後、警察学校の施設が新しくなり、警察学校の入校希望者が増えることを期待している。」旨の発言があった。

3 子供と女性を性犯罪等の被害から守る予防対策強化月間の実施について

(生活安全部)

警察本部から「4月は、入学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、性犯罪等の被害に遭うリスクが高まる傾向にあることから、予防対策強化月間として定め、子供と女性を性犯罪等の被害から守るための各種対策を推進する。期間は、4月1日から4月30日までの1箇月とし、推進事項の1点目は、性犯罪等を発生させないための活動の推進である。県内の性犯罪等の実態に応じ、多発する時間帯や場所を選定の上、警察署、自動車警ら隊及び福岡市警察部特別遊撃隊等の執行隊と連携し、重点的に制服警察官等によるパトロールを強化するとともに、不審者に対する職務質問の徹底など、警戒活動を推進するほか、地域住民等と連携し、登下校時間帯を中心とした通学路等の合同パトロールを推進していく。特に、夜間に一人で歩いている女性を見かけた際は、積極的に声掛けを行うとともに、防犯アプリ「みまもっち」がダウンロードできる啓発カードを活用し、具体的な防犯指導を推進していく。2点目は、性犯罪等の被害防止に向けた教育及び広報啓発活動の推進である。昨年中における性犯罪の被害者については、職業別に見ると、約5割が学生、約4割が有職者である。このような実

態を踏まえ、学校と連携を図り、防犯教室やオリエンテーション等の機会においては、大声を出して助けを求める体験ができる大声測定器の活用や被害例をドラマ化した性犯罪防止DVDの視聴など、各年代に応じた防犯教育を推進し、子供や学生の防犯意識、危険回避能力等の向上に努める。次に、社会人に対しては、新入社員研修会等の機会を捉えた防犯講話や護身術の訓練を行うなどして、防犯意識、対処能力等の向上に努める。また、通勤・通学的手段として利用機会の多い電車やバスの事業者に対しては、利用者への広報啓発を働きかけていくほか、各種防犯キャンペーン等を通じて、「みまもっち」の普及促進を図るなど、自主防犯行動を促す広報啓発にも努める。最後に、期間中の主な取組としては、新入学オリエンテーションの機会を利用した大学生に対する防犯講話、音楽隊と連携した防犯キャンペーン、テレビを活用した広報啓発を実施していく予定である。また、「みまもっち」の啓発カードを活用して、各種防犯活動を行い、3つの指導項目である「ながら歩きはやめよう」「SNSでの出会いに注意しよう」「帰宅したらすぐに施錠しよう」についても「みまもっち」を活用しながら防犯意識の啓発に努めていきたい。」旨の報告があった。

公安委員から「大声測定器は、実際に普段から活用できるものなのか。」旨の発言があり、警察本部から「実際に、学校の体育館に三脚を立て、その前に小学生を立たせて「助けてー」と大声を出させて、声の大きさのレベルを数値化し、アドバイスを行っている。なかなか、咄嗟に大声を出すことが難しく、いざという時に大声を出せるように行っている。」旨の説明があった。

警察本部から「最近では、警視庁が活用しているアプリで「この人は痴漢です」とスマホの画面に表示させ、周囲に知らせることができるものもある。」旨の説明があった。

公安委員から「みまもっちの普及率はどのような状況か。」旨の発言があり、警察本部から「現在、18万4千件ダウンロードされている。10代～40代を中心に普及している。」旨の説明があった。

公安委員から「新入学時におけるオリエンテーションは筑紫女学園大学のみを対象に行うものなのか。」旨の発言があり、警察本部から「資料には代表的な取組のみを記載しており、筑紫女学園大学だけでなく、各警察署管内の小学校、中学校においても入学時や防犯講話の機会を利用して行っていく。」旨の説明があった。

公安委員から「特に4月は新しい方々が県外からも来られるので、4月の強化月間における防犯指導をよろしくお願いします。」旨の発言があった。

4 不動産侵奪事件被疑者の逮捕について

(暴力団対策部)

警察本部から「令和7年3月20日、筑紫野警察署、国際捜査課が不動産侵奪事件被疑者を逮捕した。被疑者については、中国国籍の夫婦2人であり、被害者については福岡市中央区居住の95歳の女性のほか、関係する土地の地権者20人である。事件の概要については、被疑者らが令和4年10月ころから令和5年9月ころまでの間に、福岡県太宰府市内の他人の所有地を無断で造成した上、キャンプ場を開設し、土地を侵奪したものである。対象となる土地は、キャンプ場の名称を記載した幕が掲示されていたほか、他人の所有地にキャンプ場を運営するためのコンテナやトレーラーハウス等が設置されている状況であった。捜査の概要については、昨年6月に被害者の1人から相談を受け、捜査を開始し、地権者の供述や、キャンプ場の検証結果等により侵奪状況を特定して被疑者を特定し、通常逮捕した。この土地は、国が指定した特別史跡である大野城跡の一角にあり、本来は現状変更や開発が制限されているものの、被疑者らはその許可を得る手続を行っていないとして、県や太宰府市からは是正指導を受けている。警察としては、県等に対し、被疑者側が提出していた是正計画書に記載の構造物の撤去期限までに是正していないことを確認した上で今回の逮捕に至ったものである。今後は、被疑者に対する取調べ等を通じて、本件の全容解明に努めていきたい。」旨の報告があった。

公安委員から「以前、この事件について報道されていたと思うが、その後も是正されていない状態だったのか。」旨の発言があり、警察本部から「報道後も是正されておらず、一部コンテナ内の荷物が撤去されていたが、コンテナやトレーラーハウスなどは設置されたままだった。」旨の説明があった。

公安委員から「かなり広い土地を使っていたと思われるが、早い段階で市などの指導はされていたのか。」旨の発言があり、警察本部から「太宰府市等が指導を行っている。」旨の説明があった。

公安委員から「キャンプ場は実際に運用されていたのか。」旨の発言があり、警察本部から「ウェブサイトで募集を行い、1張3,000円の使用料で、入場料は大人400円、子供300円という価格設定となっていた。」旨の説明があった。

公安委員から「本当にキャンプ場を運営するつもりでいたのか。別の目的があったのではないか。」旨の発言があり、警察本部から「元々、被疑者らは資材を置くために3区画を買い求めている。しかし、広い敷地があるので、そこを無断で造成し、キャンプ場として使用していた。」旨の説明があった。

公安委員から「侵奪事件というものをあまり聞いたことがないが、刑罰的にはどのくらいの話なのか。」旨の発言があり、警察本部から「刑法第235条の2に規定され、10年以下

の懲役となるが、今回のような史跡での侵奪事件被疑者の検挙は全国的に見ても例がない。」旨の説明があった。

公安委員から「全容解明に向けて捜査をお願いします。」旨の発言があった。